

フォーラム「共生社会と自治体手話通訳者のしごと」

# 自治体手話通訳者の実践報告



加賀市のキャラクター  
「かも丸くん」

令和元年7月26日(金)

加賀市健康福祉部ふれあい福祉課

佐藤 香苗



# 石川県加賀市の概略図

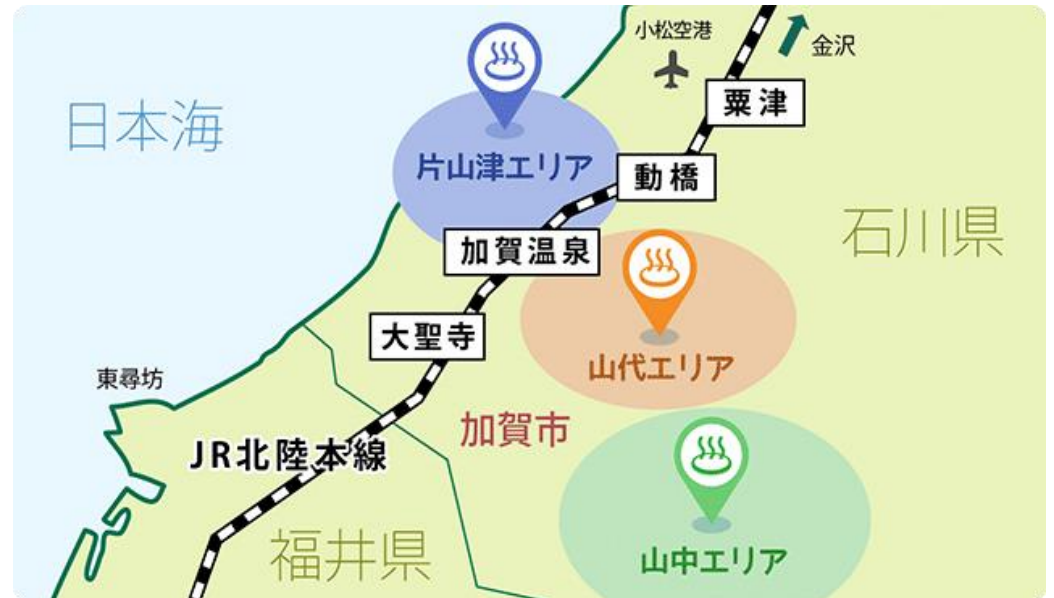
人口：66,869人

面積：305.87km<sup>2</sup>

身体障害者手帳所持者数：3,188人

うち、聴覚障害者数：251人

- 加賀温泉郷  
(山代温泉、片山津温泉、山中温泉)
- 伝統工芸 (九谷焼・山中漆器)
- 日本海の幸 (ズワイガニ)



# 手話通訳者の採用経過

- 平成11年 市長と聴覚障害者団体との懇談会  
※市役所と医療センターに手話通訳士を！
- 平成12年 加賀市正規職員1名採用
- 平成13年 加賀市社会福祉協議会嘱託職員1名採用  
※平成19年から設置場所を市役所に変更
- 平成27年 加賀市正規職員1名採用
- 平成28年 加賀市社会福祉協議会嘱託職員任期満了
- 平成29年 加賀市正規職員公募を継続
- 平成30年 加賀市医療センター臨時職員1名採用



正規職員の複数採用

# 加賀市の特徴的な施策

## 加賀市医療センター

- ・平成12年5月から「診療支援事業」を開始  
病院が手話通訳者を手配する
- ・平成30年6月から病院が手話通訳者を週1回配置している
- ・職員公募では、手話通訳士(者)資格を有する者を優先して採用している

## 高齢ろう者生活教室から聴覚障がい者生活教室へ

- ・教室形式 消防職員と防災教室や健康課と調理教室や定期健診のこと  
長寿課と小規模多機能施設の見学など
- ・個別訪問 FAXやパソコン、スマホの操作などがわからないとき、手話通訳者が  
自宅を訪問している

## 小学生等のための手話教室

- ・平成20年9月開始
- ・手話教室は全8回のカリキュラムで構成、会場は教室で授業として行う
- ・応募多数のときは、教育委員会が開催校を選定する

# 手話通訳者の日常業務

## 手話関連業務・その他業務

業務を進める中で、近隣市町や県内の自治体との情報共有、協議の場がある。

## 他市町との連携

### ○加南地区福祉事務所連絡協議会障害福祉部会

参加福祉事務所：加賀市、小松市、白山市、能美市、野々市市

南加賀地区の福祉事務所の障がい福祉担当課の会議で年1回開催される。幹事市が輪番制で開催する。

### ○市町手話通訳関係者連絡会議 県内18市町と県

会議は年4回開催され、第1回目は県が招集し司会進行する。2回目以降は輪番制となっている。会場は県庁会議室にて行われる。

### ○石川県手話通訳ネットワーク 手話通訳者派遣事業を直営で行う市町

市町手話通訳関係者連絡会議と同日にコーディネーター会議を開催している。司会進行は輪番制となっている。会場は県庁会議室にて行われる。**協定書を交わしている。**

# 市町手話通訳関係者連絡会議

## きっかけ

○行政の中で情報・課題共有できる会議がない

## 市町手話通訳関係者連絡会議

○平成9年度に第1回会議を開催 出席者9名（うち手話通訳有資格者7名）

**○平成18年度から全19市町の職員が出席となる。**

- ・ 障害者自立支援法施行により、手話通訳設置、派遣事業が必須となった
- ・ **県、市町職員の聴覚障がい者の福祉施策、事業展開など、情報共有と協議の場**となっている。県聴覚障害者センターも議題に応じて参加。
- ・ 県市町、県聴覚障害者センターとの顔の見える関係になっている。



県内の聴覚障がい者福祉の向上

# 市町手話通訳関係者連絡会議

## この20年間で話し合われたこと

- ・コーディネーターの役割
- ・派遣時間単価について ⇒ 県内統一
- ・県内広域ネットワークについて
- ・能登半島地震への職員派遣について
- ・頸肩腕検診費用と結果の把握について
- ・警察への派遣について
- ・奉仕員と通訳者の住み分けについて
- ・緊急時での派遣体制
- ・手話通訳者の保険、健康管理など
- ・高校や企業等の派遣について
- ・手話言語条例について
- ・県内広域ネットワークの事務費用について など

## 例： 災害時の情報収集と情報提供

能登半島地震、東日本大震災等では、県行政と県聴覚障害者センターと協議の上、職員派遣の調整が市町手話関係者連絡会議を通して行われた。

## 例： 頸肩腕検診費用等の議論を積み上げ

- ・登録手話通訳者の受診費用を各市町が按分で負担することに
- ・診査結果を登録手話通訳者の同意のもと各市町コーディネーターも情報共有する

# 加賀市手話言語条例の制定

平成29年3月の市議会定例会で石川県内で最初の「手話言語条例」が可決





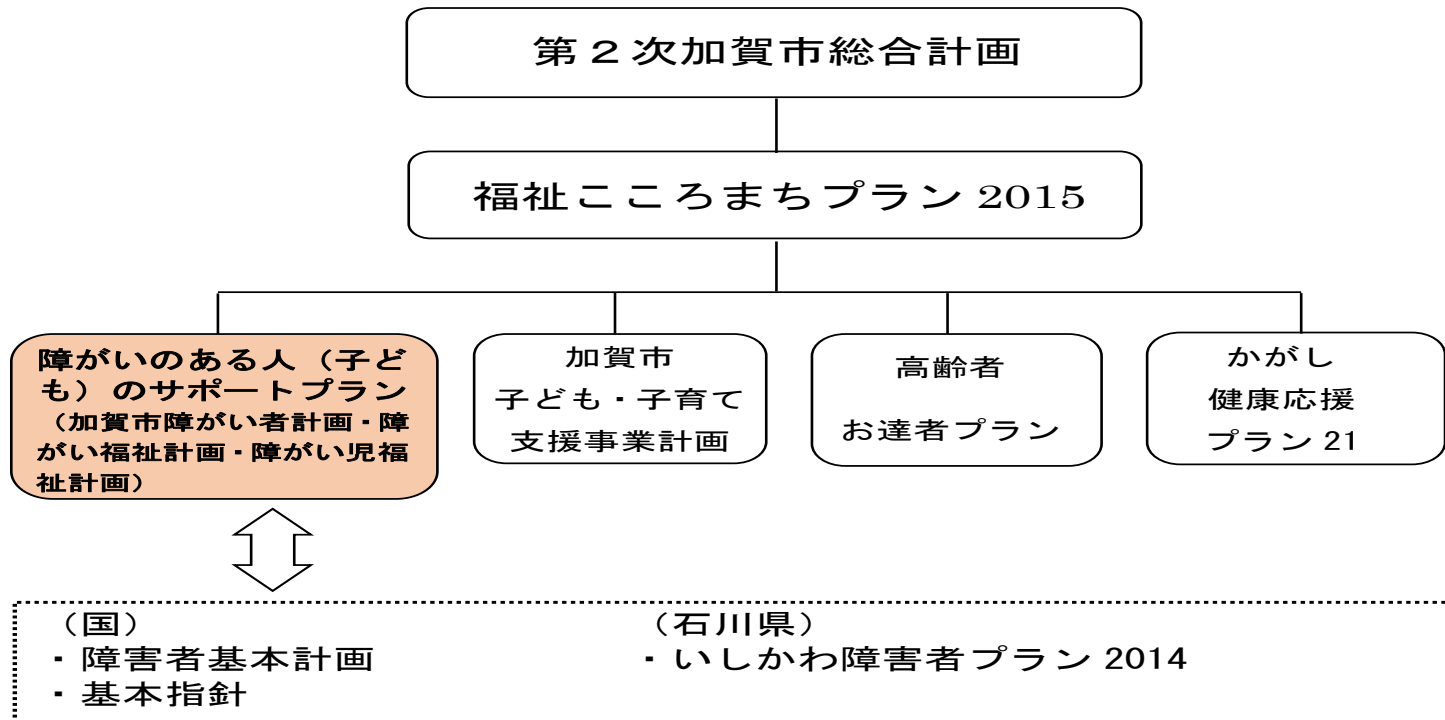
# 条例制定後の取り組みについて①

## 1. 「加賀市手話施策推進協議会」を設置

- 《構成メンバー》 ①有識者                      ②聴覚障害者団体      ③障害者団体  
                                 ④福祉関係団体      ⑤教育関係                ⑥事業者

## 2. 「加賀市手話施策推進方針」の策定

「加賀市手話施策推進方針」は、「障がいのある人のサポートプラン」に取り入れます



# 条例制定後の取り組みについて②



## 加賀市手話施策推進方針

### I. 手話への理解の促進及び手話の普及

#### 1. 市民や事業者への手話の普及啓発

リーフレット作成、広報・ホームページに掲載、**パネル展示（巡回）**

#### 2. 市民や事業者が手話にふれる機会の充実

書籍やDVDの貸し出し、啓発講座のテキスト作成

小学生等のための手話教室（※）

#### 3. 手話を学ぶための仕組みづくり

手話講座入門編・基礎編（※）、**手話フォローアップ講座**

**手話指導者養成**

# 条例制定後の取り組みについて③



## 加賀市手話施策推進方針

### Ⅱ. 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり

#### 1. 手話による情報提供の充実

市役所に手話通訳士等を配置(※)、市職員の手話講座(※)、議会通訳(※)

市主催の講演会等の手話通訳者配置(各課)

#### 2. 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

手話マークの周知

### Ⅲ. 手話による意思疎通支援

#### 1. 手話通訳者等の派遣

手話通訳者等の派遣(※)、遠隔手話通訳の充実(※)

#### 2. 手話通訳者等の処遇改善等

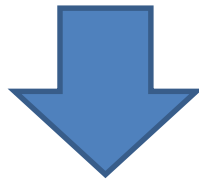
アンケート、特殊健診費用を負担(※)、手話通訳士等資格取得助成事業

# まとめ

○業務を進める中で、近隣市町や県内の自治体との情報共有、協議の場がある。

○行政が独力で手話施策を行うより当事者や関係団体と協働することで、着実に進んでいける

○当事者や関係団体と合意形成を図りながら進めていくことが、時間はかかるが、最も効率的



協議の場を上手に活用することが大事